

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

浜銀ファイナンス株式会社

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

平成 18 年 12 月 27 日付 企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)に対するコメントの募集につき、下記のとおりコメントを取りまとめましたのでご提出申し上げます。

記

1. リース会計基準の見直しは不要

わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であり、その経済的実質は売買取引とは明らかに異なる。賃貸借処理を選択することのできる現行リース会計基準の維持が最も適切であり、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止するリース会計基準の見直しは不要である。

2. 適用時期の延期が必要**①実務対応には、より詳細な解説が必要**

基準案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」となっているが、基準案及び適用指針案の内容では実務に対応することが難しく、より明確かつ詳細な解説が必要である。

②システム開発の期間が必要

会計基準の変更によって、借手貸手ともにシステム変更の必要があるが、実務に対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかにならない限りシステム変更に着手することはできない。システム変更の開発・検証に要する期間をも勘案すれば、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用は現実的に不可能である。

特に、貸手であるリース会社にとっては、例えば有価証券の評価基準の見直しのような一部の資産に対するものではなく、根幹をなす資産に関する見直しであることから、システム変更は全面改訂と同等とならざるを得ない。更に、このニーズに対応できるシステム開発会社が限られることから、業界全体が足並みをそろえて、借手及び投資家に対して責任を果たすためには、会計基準の適用時期は、最低でも 1 年延期が必要である。